

欧州連合（EU）で使える食品添加物とその使用基準について

世界において、国や地域の差なく、食品添加物の安全性を確保するため、その使い方には制限が定められている。その制限は使用基準と呼ばれ、安全性が確認されている食品添加物について、どの様な食品にどの位の量使用できるのかを記したものである。欧州連合（EU）では、食品添加物の使用基準は欧州規則（Regulation No 1129/2011）で規定されている。ここでは、EU 使用基準を和訳したので、第 1 章でその使い方を説明する。

この EU 使用基準は 2011 年に策定された。一方、食品添加物の新規指定/削除、使用法の変更は必要に応じて随時行われており、現在（2022 年 3 月時点）修正・統合版として、[EUR-Lex - 02008R1333-20210808 - EN - EUR-Lex \(europa.eu\)](https://eur-lex.europa.eu/lexuris/ui/entry.do?entryId=EUR-Lex%2F02008R1333-20210808-EN)に掲載されている。

また、Food Additive Database として EC ホームページで公開されているので、以下、検索可能な URL から確認することも可能である。

資料 1：EU 食品添加物データベース

https://webgate.ec.europa.eu/foods_system/main/?event=substances.search&substances.pagination=1

このページ上、検索したい添加物名を入れてクリックすると、使用できる食品分類が現れる。データの読み方は、上記で説明した方法と同じである。

第 1 章 食品添加物使用基準の見方

1) 資料の説明

資料 2：EU 食品添加物データベース（和訳）

欧州規則（Regulation No 1129/2011）の一部で、食品添加物の使い方（食品と添加量など）を記載した表。本表の左端のカラム（縦軸）は食品分類で、EU で食べられている食品を 18 個に分類している。本表の横軸は EU で使用が認められている食品添加物となる。

資料 3：食品分類ガイダンス文章

食品分類ガイダンス文章で、使用基準（資料 2）の縦軸の食品分類の説明文となる。内容は、各食品分類についての定義となるが、法的な効力はなく、参照とするもの。対象となる食品がどの分類に属するのかは、説明文を読み、最も近い内容の食品分類とする。

資料 4：添加物リスト

EU で認められている食品添加物の一覧リストで、欧州規則（Regulation No 1129/2011）の一部でとなる。個々の食品添加物と、グループ化した食品添加物が収載されている。グループ化したものは、グループ I から IV までであるので、各グループに属する食品添加物をこの一覧リストで確認する。更に、類似機能の添加物をまとめて一括りとして扱ったもの

も本リストに記載されている。

2) 特定の食品分類に使用できる添加物を調べる方法

- a. 資料3の説明文を参照して、対象とする食品分類を特定する。
- b. 資料2の縦軸より、特定した食品分類を探し出す。
- c. 特定した食品分類について、資料2の横軸にたどると、その食品分類で使用が認められている食品添加物の欄に記載があるものが、その食品分類で使用できる食品添加物となる。
- d. 資料2の横軸で、グループⅠ～Ⅳ、機能類似グループが出てきた場合は、資料4の後半を見ると、該当する個々の食品添加物が確認できる。

3) 食品添加物から使用できる食品分類を調べる方法

- a. 資料2の横軸から対象とする食品添加物を特定する。
- b. 特定した食品添加物について、資料2の縦軸にたどると、その食品添加物で使用が認められている食品分類に記載がある場合、その食品添加物が使えうる食品分類となる。
- c. グループⅠ～Ⅳに含まれる、あるいは、類似機能で一括りにされた添加物の場合は、横軸の後半に記載されている。

第Ⅱ章 食品添加物の機能を特定する方法

EUでは、食品添加物を使用して製造した食品の表示では、添加物名と機能（用途）の両者を記載（用途名併記）することが法律で要求されている。しかし、添加物ごとに機能を記載したものは作られておらず、EU使用基準にも機能の記載はない。EUでは、添加物の機能については、別に調べることが必要となるため、第Ⅱ章で食品添加物の機能を特定する方法を説明する。

1) 資料の説明

資料5：食品添加物の成分表示と呼称について

規則（EU）No 1169/2011の一部で、食品添加物に使用できる機能（日本で云う用途）のリストで、このリストにあるものがEUで認められた機能呼称となる。

資料6：食品添加物の機能の定義

規則（EC）No 1333/2008の一部で、食品添加物に割り振られた機能27個の説明文即ち、定義となる。

2) 食品添加物の機能を特定する方法

EU 食品添加物使用基準ガイド

- a. 食品製造時に使用した食品添加物について、使用した目的を明確にしておく。
- b. 使用した食品添加物の使用目的と一致する機能を資料6より特定する。
- c. 上で特定した機能が、資料5に含まれていることを確認する。もし、含まれていない場合は、bの作業を繰り返し、近い定義の機能を特定する。
- d. 使用目的が複数ある場合は、その中で最も近い目的の機能を選定する。

留意点

- 1) 添加物使用基準は規則 No 1129/2011 と EC ホームページの Database の両者があるが、EC の Database には法的拘束力はないため、規則で確認を行うことが必要である。
- 2) 添加物使用基準で使用される食品分類は、規則 No 1129/2011 にタイトルが記載されているが、食品分類ガイダンス文章中のタイトルと相違がある。前者は法規であり、後者は法的拘束力がないとされ、ガイダンス文章は参考と捉えるのが良い。

以上